

制定理由

東日本大震災等自然災害の被災者の経済的負担を軽減し、受験生の進学機会の確保を図る観点から検定料の免除に係る規程を整備する。

なお、国費外国人留学生及び大学院連合学校教育学研究科を構成する大学の研究科（修士課程）から進学する者の取り扱いについての規程がなかったため、併せて規程の整備をおこなう。

承認経過

平成24年 1 月 11 日 教育研究評議会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学検定料の免除等に関する規程を次のように制定する。

平成24年1月12日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

平成24年規程第1号

国立大学法人東京学芸大学検定料の免除等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は東京学芸大学学則（平成16年学則第2号）第33条の2第2項及び東京学芸大学大学院学則（平成16年学則第1号）第38条の規定に基づき、検定料の免除及び返付について定めるものとする。

(免除対象)

第2条 東京学芸大学（以下「本学」という。）の入学試験（学部、特別専攻科、大学院教育学研究科、大学院連合学校教育学研究科（博士課程）入学試験、以下「各入学試験」という。）の志願者（科目等履修生及び研究生は除く。以下同じ。）のうち、第3条各号の一に該当する者を各入学試験の検定料（以下「入学検定料」という。）の免除対象者とする。ただし、免除の対象となる激甚災害（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に基づき、「激甚災害」として政令で指定されたものをいう。以下同じ。）は、免除を受けようとする各入学試験の出願期限から過去3年の間に発生したものとする。

(免除の要件)

第3条 入学検定料は、志願者が次の各号の一に該当する場合に、それぞれ全額を免除することができる。

- (1) 学資負担者が激甚災害により被災し、居住家屋等について地方公共団体が行う全壊（全焼，全流失を含む。），半壊（半焼を含む。）又は一部損壊の証明書を得ることができる者
- (2) 学資負担者が激甚災害により死亡又は行方不明・重症の者
- (3) 学資負担者が激甚災害により、勤務先（会社や自営業等ほか，田畑，漁業船舶等を含む。）が被災したことで，収入が見込めなくなった者
- (4) 日本政府（文部科学省）国費外国人留学生として各入学試験に出願する者（ただし，各入学試験に合格しなかった者は除く。）
- (5) 大学院連合学校教育学研究科を構成する大学の研究科（修士課程）から引き

続き進学のため大学院連合学校教育学研究科（博士課程）入学試験に出願する者

(6) その他学長が必要と認めた者

(免除の願い出)

第4条 入学検定料の免除を受けようとする者は、各入学試験の出願期間開始日から1週間前の日までに、検定料免除申請書（別紙様式1）に学資負担者の居住する市区町村の発行する証明書を添えて、学長に願い出るものとする。

2 入学検定料の免除を受けようとする者で、出願時に前項の証明書が取得できない者は、入学検定料を払い込んだ上、検定料免除申請書により、学長に願い出るものとする。なお、この場合は、証明書が発行され次第、証明書を提出しなければならない。

3 第3条第4号または同条第5号に該当する者については、免除の願い出及び許可は要しない。

4 第1項の規定にかかわらず、前条第6号に該当することにより、入学検定料の免除を受けようとする者については、災害の発生の都度、被災の実情に応じて、学長が免除の願い出に関する取扱いを決定する。

(免除の許可)

第5条 入学検定料の免除は、前条の願い出に基づき、学長がこれを許可する。ただし、前条第2項に該当する者については、証明書が提出されたときに許可する。

(免除の額)

第6条 入学検定料の免除の額は、当該入学検定料相当額とする。

(返付)

第7条 入学検定料の免除の許可を受けた者で、すでに入学検定料を納付した者が、入学検定料の返付を希望する場合は、返金請求書（別紙様式2）を本学に提出するものとする。この場合、学長は、当該入学検定料を返付するものとする。

(許可の取消し)

第8条 入学検定料の免除の許可を受けた者について、後日免除を受けるための申請書類に虚偽の事実があることが判明した場合は、学長は免除の許可を取り消す。

2 免除の許可を取り消された者は、直ちに納付すべき入学検定料を納付しなければならない。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が定める。

附 則

この規程は、平成 年 月 日から施行し、平成23年9月1日から適用する。

(別紙様式1)
平成 年 月 日

東京学芸大学長殿

平成〇〇年度 検定料免除申請書

下記のとおり、平成〇〇年度東京学芸大学入学検定料の免除を申請いたします。

出願入試区分 (既に終了した 入試を含む)	※以下の学部学科／研究科・入試区分のうち該当するものに○をつけてください。 1. 学部 (一般) 2. 推薦、スーパーアスリート推薦 3. 帰国生、私費外国人留学生、編入学 4. 大学院教育学研究科 (修士)／教育実践創成専攻 (教職大学院) 5. 大学院連合学校教育研究科 (博士) 6. 特別支援教育特別専攻科		
出願者 氏名・住所	ふりがな		
	氏 名	生年月日： 年 月 日	
	住 所	(〒 -) (TEL :)	
保 証 人 氏名・住所 (学資負担者)	ふりがな		
	氏 名	Ⓜ	
	住 所 (罹災住所)	(〒 -) (TEL :)	
被災状況	※証明書に基づき該当する状況に○をつけてください。 ※保証人氏名と罹災証明書における家屋の所有者氏名が異なる場合は免除の対象外とします。		* 添付書類確認
	【被災状況】 1. 保証人 (学資負担者) の自宅損壊 (全壊・流失・半壊) 2. 保証人 (学資負担者) の死亡・重症 3. 居住地が福島第一原子力発電所事故により、警戒区域又は計画的避難区域に指定された者		罹災証明書 死亡診断書 診断書 (コピー可)
	上記の補足説明等		
※保証人の所有する家屋が被災した場合には、罹災証明書等を添付してください。罹災証明には、全壊・半壊等の状況がわかる内容 を必要とします。罹災証明に状況が記されていない場合には、発行者へ記入の依頼をおこなってください。 ※保証人が災害を直接的な原因として死亡・重傷等の場合には、死亡診断書または医師の診断書等を添付してください。			

(別紙様式2)

平成 年 月 日

返 金 請 求 書

国立大学法人東京学芸大学
出納命令役 ○ ○ ○ ○ 殿

〒
住 所

電 話

氏 名 ㊟

請求金額	円
------	---

平成 年度東京学芸大学入学検定料免除申請の結果、許可されたので
納入済みの入学検定料の返金を請求します。
なお、返金の際は下記口座に振込みにて支払いをお願いします。

銀行・支店名	預金種別	口座番号	口座名義
銀行 支店	普通 当座		(フリガナ)

.....
(本学記載欄)
入試課長 ㊟

科 目	領収年月日	領収金額
入学検定料	平成 年 月 日	円

平成 年 月 日
調査確認
国立大学法人東京学芸大学
出納命令役 ○ ○ ○ ○ ㊟